

近海魚中の水銀の検査結果

実施主体:保健環境センター

年度	検体名	検体数	総水銀 (暫定的規制値* ¹ :0.4ppm)		メチル水銀 (暫定的規制値(水銀として)* ¹ :0.3ppm)	
			検査結果(ppm)	検出件数* ²	検査結果(水銀として, ppm)	検出件数* ²
平成28年度	スズキまたはその幼魚	5	0.12~0.23	5/5	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
		3* ³	0.42	1/1	0.24	1/1
			0.43	1/1	0.22	1/1
			0.49	1/1	0.27	1/1
平成29年度	スズキまたはその幼魚	6	0.13~0.38	6/6	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
		2* ³	0.42	1/1	0.34	1/1
			0.52	1/1	0.38	1/1
平成30年度	スズキまたはその幼魚	8	0.12~0.30	8/8	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
令和元年度	スズキまたはその幼魚	8	0.06~0.38	8/8	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
令和2年度	スズキまたはその幼魚	2	0.09~0.32	2/2	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
		2* ³	0.47	1/1	0.42	1/1
			0.55	1/1	0.39	1/1

*1 食品衛生法における成分規格ではなく、指導指針として位置づけられている規制値。

平均的な食事をしていれば、ただちに水銀の影響が懸念されることはない。

*2 検出件数:検査を実施した検体のうち、定量下限値以上の値が検出された検体数

*3 総水銀の測定値が暫定的規制値(0.4ppm)を超え、メチル水銀の測定を行った検体数